

# 小売物価統計調査

## 家賃調査への協力のお願い

### 平成26年1月から家賃調査の調査区域を変更します

小売物価統計調査は、消費者物価指数（CPI）の作成に必要な各種財・サービスの価格を全国で調査しておりますが、その一環として、民営借家世帯を対象として家賃の調査を行っています。

家賃調査は、全国から統計的な方法により所定の数の調査地区（家賃調査地区）を抽出し、その調査地区内に居住するすべての民営借家世帯を対象に調査する方法で行われます。

この度、平成26年1月から新たな家賃調査地区において調査を実施することとなりました。

※ 家賃調査地区は、国勢調査の調査区を抽出単位として抽出されます。この度、直近の平成22年国勢調査の調査区に基づき家賃調査地区の調査区域を変更いたします。

### 皆様のもとへ統計調査員が伺います

平成26年1月からの調査開始に当たり、本年8月ごろから新たな家賃調査地区内にお住いの皆様のもとへ、都道府県知事が任命した統計調査員が調査への協力依頼にお伺いさせていただくとともに、本年10月から12月までの間に、準備のための調査を実施いたします。

統計調査員が伺った際には、調査へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

- ◎ 家賃調査の調査対象となっている調査市町村一覧（別添）  
（調査市町村一覧に記載のない市町村では、家賃調査は実施していません。）
- ◎ 統計調査員は都道府県知事が発行する調査員証を携帯しております。

#### 【問い合わせ先】

総務省統計局統計調査部

消費統計課物価統計室企画指導第一係

TEL：03-5273-1166

### どうしても回答しなければいけないのですか？

小売物価統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に規定する「基幹統計調査」です。「基幹統計調査」については、統計法第13条の規定により、報告を求められた者に対し報告義務が課せられます。また、報告をしないなどの場合の罰則の規定もあります。

統計調査は、皆様の御理解と御協力によって成り立つものです。正確な統計の作成のために、御回答をよろしくお願いたします。

### 調査の結果はどのように利用されるのですか？

小売物価統計調査は、国民の消費生活に関する重要な指標である消費者物価指数（CPI）の作成を始め、様々な物価に関する基礎資料を提供することを主な目的としています。例えば、

- ・ 政府による物価情勢の判断のための指標
- ・ 国民年金法や厚生年金保険法等に基づく年金額の改定率の改定の基準
- ・ 日本銀行が金融政策を判断するための指標
- ・ 最低賃金・診療報酬の見直しの際の基礎資料

などが挙げられます。

また、各国の国内総生産（GDP）の実質比較を行うことを目的とした、国際比較プログラム（ICP）のための価格データの提供にも利用されます。

### 調査結果はいつ公表されるのですか？

全国の前月分の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市）、東京都区部の当月分の小売価格及び全国統一価格品目の当月分の価格については、原則として、毎月26日を含む週の金曜日の8時30分に公表しています。

### 調査結果はどのような方法で入手できるのですか？

小売物価統計調査の月次・年次結果は、統計局ホームページ等から入手できます。

また、年次結果は刊行物『小売物価統計調査年報』としても入手でき、総務省統計図書館、国立国会図書館や都道府県立図書館などで閲覧できるほか、全国各地の政府刊行物サービス・センターで購入することができます。

調査に答えた内容が、他に漏れることはありませんか？

◆**秘密の保護の徹底**

小売物価統計調査は、統計法等の法令に基づいて行われます。

調査に従事する調査員等には、守秘義務が課されており、調査上知り得た秘密を他に漏らしてはならないとされています。

また、調査票情報等は適正に管理されなければならないと法律で定められており、調査の対象となる店舗や世帯の秘密が他に漏れることのないよう、秘密の保護の徹底が図られています。

さらに報告された内容は、調査員端末に入力され、総務省統計局に送信されますが、調査員端末の操作や送信に当たって、外部に漏れることのないよう厳重に管理されています。

◆**調査員への指導**

秘密の保護を一層徹底させるために調査員用に調査員事務マニュアルを作成し、秘密の保護等に係る指導を徹底しています。

調査員にはどのような人がどのような方法で選ばれるのですか？

調査員は、一般の人の中から、次の要件を考慮して選考され、都道府県知事が特別職の地方公務員として任命します。

- ・関係書類の作成等の事務を適正に行うことができる者であること
- ・原則として20歳以上の者であること
- ・秘密の保護に関して信頼のおける者であること
- ・選挙に直接関係のない者であること
- ・税務・警察に直接関係のない者であること

上述の他にも、小売物価統計調査に関する情報については、小売物価統計調査ホームページや調査員が配布する『小売物価統計調査のあらまし』などを御覧ください。

都道府県名	調査市町村	都道府県名	調査市町村	都道府県名	調査市町村
北海道	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 岩見沢市 美唄市 名寄市 千歳市 倶知安町 美幌町	新潟県	新潟市 長岡市 小千谷市 糸魚川市	岡山県	岡山市 津山市 井原市
		富山県	富山市 射水市	広島県	広島市 三原市 福山市
		石川県	金沢市 加賀市 穴水町	山口県	宇部市 山口市 山陽小野田市 田布施町
		福井県	福井市 敦賀市	徳島県	徳島市 三好市
		山梨県	甲府市 市川三郷町	香川県	高松市 丸亀市 善通寺市
		長野県	長野市 松本市 小諸市 伊那市	愛媛県	松山市 今治市
		岐阜県	岐阜市 関市 美濃市 笠松町	高知県	高知市 四万十町
		静岡県	静岡市 浜松市 富士市 小山町	福岡県	北九州市 福岡市 柳川市 筑紫野市 大野城市 岡垣町
		愛知県	名古屋市 豊橋市 刈谷市 蒲郡市 美浜町	佐賀県	佐賀市 唐津市
		三重県	津市 松阪市 桑名市	長崎県	長崎市 佐世保市 平戸市
滋賀県	大津市 彦根市	熊本県	熊本市 八代市 人吉市		
京都府	京都市 舞鶴市 京田辺市	大分県	大分市 日田市 国東市		
大阪府	大阪市 堺市 枚方市 富田林市 東大阪市	宮崎県	宮崎市 延岡市 高原町		
		鹿児島県	鹿児島市 出水市 肝付町		
		沖縄県	那覇市 石垣市 名護市 沖縄市 宮古島市 本部町 与那原町		
兵庫県	神戸市 姫路市 西宮市 伊丹市 小野市 佐用町				
奈良県	奈良市 田原本町				
和歌山県	和歌山市 橋本市 那智勝浦町				
鳥取県	鳥取市 岩美町				
島根県	松江市 大田市				
群馬県	前橋市 安中市 草津町				
埼玉県	さいたま市 熊谷市 川口市 所沢市 本庄市 朝霞市				
千葉県	千葉市 木更津市 茂原市 佐倉市 浦安市				
東京都	区部 八王子市 立川市 府中市 東村山市				
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 厚木市 伊勢原市 海老名市 湯河原町				